

則（平成十二年運輸省令第十四号）の一部を次の
ように改正する。

様式第三中第三表から第十表までを削り、第十一
表を第三表とし、同様式備考⑩中「第二表から
第十一表までの各表の」を「第二表及び第三表の」
に改め、同様式備考④を削り、同様式備考⑨を同様
式備考④へ移す。
様式第四備考⑩中「単価、」「セメント=1.3倍、」
及び「等」を削る。

則

1)の省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三号
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令
(昭和二十六年政令第百七号) 第十七条の規定に基づき、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。
平成二十四年一月三十一日

告示

○
國農林水產交通省
環經濟產業省
告示第一號

加え、同項第三号中「同法第十五條の二第二項に規定する輸出抹消登録証明書の写し又は同法第十六条第五項若しくは第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し」を「次に掲げるいずれかの書類」に改め、同号に次のように加える。

□ 第二項に規定する輸出抹消仮登録証明書の写し

八 する輸出予定届出証明書の写し
当該自動車の輸出が予定されている旨又
は当該自動車が輸出された旨が記載された

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書
一 当該自動車の輸出が予定されている旨又

は当該自動車が輸出された旨が記載された
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運
輸省令第七十四号）第四十五条の二に規定

の省令は、平成二十四年一月一日から施行する検査記録事項等証明書の写し

○国土交通省令第三号

(昭和二十六年政令第七百七号)第十七条の規定に基づき、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣 前田 武志
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則(平成十二年運輸省令第十四号)の一部を次の

建説省
ように改正する。

に改め 同様式備考4を削り 同様式備考5を回
様式備考4を削る。
様式第四備考の3中「単価」、「セメント=1.3倍」、
及び「等」を削る。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

<p>○國家公安委員会告示第四号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十条第一項の規定により全国風俗環境浄化協会として指定を受けた財団法人全国防犯協会から名前（平成二十四年一月三十一日）</p> <p>（一）変更前の名称 財団法人全国防犯協会連合会</p> <p>（二）変更後の名称 公益財団法人全国防犯協会連合会</p> <p>二 変更の年月日 平成二十四年一月四日</p> <p>○國家公安委員会告示第五号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第一項の規定により全国暴力追放運動推進センターとして指定を受けた財団法人全国防犯協会連合会から名称及び同法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業を行う事務所の名称変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年國家公安委員会規則第七号）第十六条において準用する同規則第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。</p> <p>平成二十四年一月三十一日</p> <p>（一）変更前の名称 財団法人全国防犯協会連合会</p> <p>（二）変更後の名称 公益財団法人全国防犯協会連合会</p> <p>二 変更の年月日 平成二十四年一月四日</p> <p>○國家公安委員会告示第五号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第一項の規定により全国暴力追放運動推進センターとして指定を受けた財団法人全国防犯協会連合会から名称及び同法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業を行う事務所の名称変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年國家公安委員会規則第七号）第十六条において準用する同規則第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。</p> <p>平成二十四年一月三十一日</p> <p>（一）変更前の名称 財団法人全国防犯協会連合会</p> <p>（二）変更後の名称 公益財団法人全国防犯協会連合会</p> <p>二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の三第二項各号に掲げる事業を行う事務所の名称 （一）変更前の名称 財団法人全国防犯協会連合会</p> <p>（二）変更後の名称 公益財団法人全国防犯協会連合会</p> <p>三 変更を行つた年月日 平成二十四年一月四日</p>	<p>○農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省告示第一号 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十七号）の施行に伴い、及び有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百二十号）第四条第五項の規定に基づき、有明海及び八代海の再生に関する基本方針（平成十五年二月六日農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のよう改める。 （一）「並びに三の二の二及び四を除く。」及び二中「有明海及び八代海」を「有明海及び八代海等」に改める。 1 「（一）有明海及び八代海は」を「有明海及び八代海等は」に、「有明海及び八代海に」に「たま積」を「堆積」に、「かんがみ、有明海及び八代海等に」に「有明海及び八代海」を「鑑み、有明海及び八代海等に」に「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（以下「法」という。）」を「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に改め、同1の二中「次の一」を「次の一」に改め、同1の三のイ中「の前」に次のように加える。 1 の三のイの（一）中「たま肥化施設」を「堆肥化施設」に改め、同1の二中「向上に努めるものとする。」の下に「特に、漂着したごみについては、美しく豊かな自然を保護するための海岸</p>
---	---

における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成二十二年法律第八十二号)。以下「海岸漂着物処理推進法」という。に基づき、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、その円滑な処理と効果的な発生抑制を図るための施策を推進する。」を加え、同二の四中「たい積している」を「堆積している」に改め、同三の四中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同三の二の四中「有明海沿岸及び八代海沿岸」を「有明海及び八代海等沿岸」に改め、同二の四中「可能な」を「可能な」に改め、同三の四中の「たい積物」を「堆積物」に「たい積等」を「堆積等」に、「さら」に高める」を「更に高める」に改め、同二の四中「生活廃棄物等」の下に「海岸漂着物処理推進法に基づき」を加え、同三の四の四中「持ち込み」を「持込み」に改め、同二の四中「あり方」を「在り方」に改め、同二の四中「見られる」を「みられる」に改め、同三の四の四中「因るため」の下に「有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成十八年十二月の委員会報告も参考にし」を加え、同二の四中「たい積」を「堆積」に改め、同二の四中「有明海及び八代海等地域」に改め、同二の二を「有明海及び八代海等地域」に改め、同二の二を次のように改める。